

○公共施設等の利用制限について（令和4年4月12日以降）

No.	施設等	制限の内容	制限期間
1	小中学校の行事等	3つの密を避けるよう実施方法や内容を検討する（必要に応じて中止や延期などについて検討する）	令和4年4月12日 ～当面の期間 (県教育委員会に 準ずる)
2	小中学校の部活動	厳格な感染防止対策を実施した上で実施（ただし、合宿や県外校との練習試合は引き続き禁止）	
3	学校体育施設開放	<p>感染予防対策を徹底した上で利用可能</p> <p>*ただし、本市を含む周辺地域でまん延の兆候が見られる場合は、直ちに <u>見直しを行う。</u></p> <p>*No.7（金平成園）、12（黒森山ウォーキングセンター）、24（虹の湖公園）は、冬期間閉館及び休業中のため、再開後適用する。</p> <p>*No.9（スポカルイン黒石図書コーナー）は令和4年3月31日で閉館。</p>	令和4年4月12日以降
4	公民館・地区センター		
5	ほるぷ子ども館		
6	婦人会館		
7	金平成園		
8	スポカルイン黒石		
9	スポカルイン黒石 図書コーナー		
10	スポーツ交流センター		
11	武道場		
12	黒森山ウォーキングセンター		
13	りんごクラブ		
14	児童デイサービスセンター 天使の森		
15	福祉バス		
16	児童館・児童センター		
17	老人福祉センター		
18	大川原活性化施設		
19	産業会館		
20	津軽こみせ駅		
21	横町かぐじ広場		
22	津軽伝承工芸館		
23	津軽こけし館		
24	松の湯交流館		
25	虹の湖公園		
26	都市公園（運動公園除く）		
27	運動公園		